

仙台市スポーツ賞 大賞の運用の見直しについて

1. 概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控え、本市に縁のある選手の更なる活躍が期待されることから、仙台市スポーツ賞における“大賞”については、本市に縁があるものの、現在、市外に在住している選手であっても表彰対象としてまいりたい。

2. 背景

- これまで仙台市スポーツ賞については、仙台市スポーツ賞事務取扱要領(以下、「要領」とする)に基づき、“仙台市に住所を有する”等の住所要件を満たす者をその対象としてきた。
- そのため、優れた選手が練習環境を求めて市外に拠点を移した場合、各賞に見合う成績を上げた場合でも、表彰対象としてこなかった(例：羽生結弦選手[フィギュアスケート]、張本智和選手[男子卓球]など)。
- しかしながら、本市アマチュアスポーツにおける競技レベルの向上とともに、有力選手については、市外を活動拠点とする事例が今後増えてくることが想定される。
- また、そのような有力選手については、2年後に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、様々な大会で優れた成績を挙げる可能性が高く、住所要件を除けば、当該表彰に相応しい事例の発生が見込まれる。
- 本市に縁のある有力選手を表彰することは、同じ競技に取り組む市民にとって励みとなるだけでなく、同競技の裾野の拡大促進等の効果も期待できる。
- なお、このような有力選手を表彰することとなった場合、本人が来仙可能な時期を捉えて直接顕彰することがアピールの点で有効だが、来仙時期について限られることが予想されるため、適宜表彰する方策についても検討する必要がある。

3. 論点

- 仙台市スポーツ賞において、本市に縁がありつつも、住所要件を満たさない選手を対象とすること、および、時宜を得た顕彰について、次の論点がある。

① 住所要件に関する規程

- 要領第 3 条に「仙台市内に住所を有する者」を始めとする住所要件に関する規程がある。
- 一方、同条第 6 号に「その他市長が認めた者」という規程があることから、住所要件に合致しない場合でも、表彰対象とする余地はある。
- ただし、みだりに当該規程を適用することは、適切ではないことから、どのような案件が当該規程として相応しいか整理が必要。

② 候補者の推薦について

- 現在、表彰候補者については、関係諸団体からご推薦をいただいている。
- 市外在住の本市に縁のある選手が優れた成績を挙げ、速やかに顕彰する必要が生じた場合、この推薦手続きとの関係をどのように整理するか。
- この点、要領第 4 条に推薦に関する規程があるが、推薦については必要に応じて求め

ることができるとの規程であることから、事務局より候補者を提案する余地はある。

③ 候補者の審査について

- 要領第 5 条第 1 項において、候補者の審査は、仙台市スポーツ推進審議会(以下、「審議会」とする)が行う旨、規定されている。
- 市外在住の本市に縁のある選手が優れた成績を挙げ、速やかに顕彰する必要が生じた場合、審議会の招集についてどのように整理するか。
- この点、要領第 6 条第 2 項第 2 号において、審議会を開催することができない場合、審議会会長、文化観光局長、文化観光局次長、文化スポーツ部長をもって構成する「審査会」による審査が可能である旨規定している。

④ 顕彰の方法

- 通例、顕彰に際しては、表彰式を開催しているが、市外在住の本市に縁のある選手が優れた成績を挙げ、速やかに顕彰する必要が生じた場合、その方法についてどのように整理するか。
- この点、仙台市スポーツ賞顕彰要綱第 6 条に顕彰の方法を規定しているが、その内容は、市長が適当と認めた都度、顕彰を行うとしていることから、通例開催している表彰式とは別に、独立して顕彰する余地はある。

4. 対 応

- 論点を踏まえ、次のとおり対応してまいりたい。

① 住所要件に関する規程

- 住所要件に関する規定は、本表彰制度では「大賞」に相当するような事例において、特に影響があると考えられることから、過去の「大賞」受賞者の成績に鑑み、相当とみなしうる次のような事例があった場合、「その他市長が特に認めた場合」に合致する例として、住所要件を求めないこととしたい。
 - I. 要領第 2 条(2)アに掲げる競技大会において優勝した個人及び団体
 - II. 要領第 2 条(2)イに掲げる競技大会において特筆すべき成績により優勝した個人及び団体

② 候補者の推薦について

- ①の場合については、関連諸団体からの推薦のみならず、事務局からも提案していくこととしたい。

③ 候補者の審査について

- ①の場合については、例えば、大会終了後、間をおかずに対象者本人が来仙する場合など、審議会を開催することが現実的に困難な場合には、「審査会」により審査を経ることとしたい。

④ 顕彰の方法

- ①の場合については、③同様に、毎年実施している表彰式のみならず、その時機をもって顕彰することとしたい。

5. 備 考

- 今回の運用見直しについては、審議会での了承をもって適用することとしたい。